令和５年１２月１８日
練馬区立旭町小学校
校長　　清水　誠

保護者の皆様へ

日頃より、本校の教育活動に御理解、御協力いただき、ありがとうございます。

さて、東京都教育委員会は、「教育基本法第 11 条」や「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の趣旨および目的等を踏まえ、教職員による体罰や性暴力等の根絶を目指しています。本日、「学校内外において体罰や性暴力は許されないこと、教職員の言動で困ったことがあれば相談すること」について講話を行いました。講話の中で、改めて、相談窓口を知らせるとともに、児童・生徒向け相談シート、教職員が法の趣旨を踏まえたルールを守ることを伝える手紙、子供向け相談窓口一覧（「一人で悩まず相談しよう」）を配布しました。

本校では、教職員等が指導上やむを得ず児童・生徒から個別に相談等を受ける場合は、管理職に報告することを徹底するとともに、ＳＮＳ等での個人的なやり取りを禁止しております。また、指導上必要な補助や介助、生命身体を守るための危険回避等で身体に触れる場合を除き、児童・生徒に対する不必要な身体接触等を行わないよう指導しております。

御家庭におかれましては、学校生活における出来事について話し合う機会をもってください。お子様が「痛いな」「恐いな」「おかしいな」「モヤモヤするな」「イヤだな」と感じることがあれば、学校に御相談いただくか、相談シートや各種相談窓口を御利用ください。相談シートは、性暴力等だけでなく、体罰等に関する相談も記載することができるようになっております。

私たち教職員は、今後も児童・生徒の心と体を大切に守り、充実した学校生活を送れるようにしてまいります。保護者の皆さまにおかれましては、本校の教育活動に御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

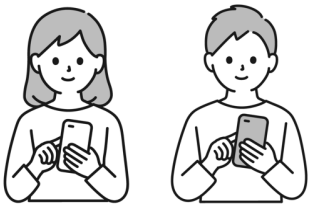

児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口
（保護者の方も相談できます。）